

構造計算が適正に行われたものであるかどうかを
判定することができない旨の通知書

平成 年 月 日

殿

株式会社 建築構造センター
代表取締役社長 田野邊 幸裕 印

下記の建築物については、構造計算が適正に行われたものであるかどうかを判定することができませんので、建築基準法第18条の3第1項に基づく確認審査等に関する指針第二第4項第四号の規定により下記のとおり通知します。

記

1. 判定することができない建築物
 - (1) 確認申請受付番号 :
 - (2) 建築物の名称 :
 - (2) 構造計算適合性判定受付番号 :
 - (3) 構造計算適合性判定受付日 :
2. 判定することができない理由 : 別添のとおり

3. その他

(連絡先)

株式会社 建築構造センター

担当 : 部

課

TEL :

FAX :

メールアドレス :

判定することができない理由

表1

確認申請受付番号	
建築物の名称	
構造計算適合性判定受付番号	
建築物の番号	

表2

申請書等に軽微な不備が認められる場合	番号	該当図書名	補正を要する事項	理由
申請書等の記載事項に不明確な点がある場合	番号	該当図書名	追加説明を要する事項	理由
その他の場合	番号	該当図書名	事項	理由

- (1) 表1の「建築物の番号」欄には、構造計算適合性判定依頼書(SF-02)の裏面の構造計算適合性判定手数料算定根拠に示された番号および枝番を記入する。
- (2) 表2の「番号」欄には、通し番号を記入する。
- (3) 「理由」欄には、判定することができない理由を述べ、併せて関連する法令の条項を記入する。